特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新居浜市長

公表日

平成27年12月2日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

_I 関連情報									
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	介護保険に関する事務								
②事務の概要	新居浜市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 被保険者の資格の管理に関する事務 2. 被保険者証等の交付に関する事務 3. 要介護・要支援認定に関する事務 4. 受給者及び給付の管理に関する事務 5. 介護保険料の賦課徴収・滞納整理に関する事務								
③システムの名称	1. 介護保険システムシステム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー								
2. 特定個人情報ファイル名									
介護保険情報ファイル									
3. 個人番号の利用									
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 及び別表第一 項番68 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条								
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携								
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定								
②法令上の根拠	 1. (番号法)第19条第7号及び別表第二 (情報提供) 項番1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、9 3、94、95、117 (情報照会) 項番94、95 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供) 第2、3、6、19、25、30、32、33、43、44、46条 (情報照会) 第47条 								
5. 評価実施機関における	担当部署								
①部署	福祉部介護福祉課								
②所属長	加藤京子								
6. 他の評価実施機関									
_									
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求								
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部 総務課								

792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部 介護福祉課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1)1,000人未満(任意実施) 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上		
いつ時点の計数か		平成27年4月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		27年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明